

豊島区 新型インフルエンザ等
住民接種マニュアル(案)

池袋保健所

(平成29年8月時点版)

目 次

1	はじめに	_____
2	住民接種の概要	_____
	(1) 法的位置づけ	_____
	(2) 住民接種の形態	_____
	(3) 実施に係る流れと役割分担	_____
3	準備期における対応	_____
	(1) 実施に係る区の事務	_____
	(2) 住民接種の対象者	_____
	(3) 対象者の特性に応じた留意事項（対象者の把握方法）	_____
	Ⅰ. 医学的ハイリスク者（①基礎疾患を有する者、②妊婦）	_____
	Ⅱ. 小児（①未就学児、②保護者、③小中学生）	_____
	Ⅲ. 成人・若年者（①高校生・大学生・専門学校生等、②成人一般）	_____
	Ⅳ. 高齢者	_____
	その他〔①入院患者及び入所者、②在宅医療を受けている者、 ③通所サービス利用者、④障害者〕	_____
	(4) 予防接種データベースの構築	_____
	(5) ワクチンの供給に応じた接種スケジュール	_____
	(6) 対象者への周知と予約	_____
4	実施期における対応	_____
	(1) 接種対象者の確認	_____
	(2) 同意の取得	_____
	(3) ワクチンの流通における区の対応	_____
	(4) 接種情報の管理・保存	_____
	(5) 接種体制別の対応	_____
	1) 地域集団接種	_____
	①池袋保健所における地域集団接種	_____
	②協力医療機関等における地域集団接種	_____
	2) 施設集団接種	_____
	3) 地域訪問接種	_____
	4) かかりつけ医療機関における個別接種	_____
5	参考通知・文献等	_____

1 はじめに

- 国において、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行され、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が、同年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定された。
豊島区では、これらの計画を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応について、平成26年6月に「豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、池袋保健所及び総務部の具体的な役割を示す「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル～初動対応編～」を平成28年2月に作成し、発生時対応に備えている。
- 予防接種については、「特定接種」と「住民接種」という2つの新たな制度が設立された。このうち「住民接種」は地域住民等を対象とし、「特定接種」終了後、市町村において実施されることとなっている。このため、豊島区(以下「区」という)において速やかな住民接種の実施体制を構築することを目的とし、本マニュアルを作成する。
- 住民接種に係る詳細な事項については、今後、国が「住民接種に関する実施要領」を示す予定であり、その動向等を注視し、本マニュアルの内容についても必要な変更を行うこととする。

- 医療機関に関する数値については、平成28年6月1日現在
- 上記以外の施設に関する数値については、平成28年4月1日現在

2 住民接種の概要

住民接種は、区市町村を実施主体として全国民を対象として行う予防接種である。

ワクチン接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、医療が必要な患者が適切な医療を受けられる体制を確保することを旨とする。

(1) 法的位置づけ

「住民接種」とは、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項に規定される「臨時接種」、又は、予防接種法第6条第3項に基づく「新臨時接種」をいう(表1)。

① 緊急事態宣言が行われている場合

重篤かつ感染の拡大が大きいとみなされる新型インフルエンザ等が発生した際には、政府対策本部長による緊急事態宣言がなされ、特措法第46条に基づく「臨時接種」が実施される。

② 緊急事態宣言が行われていない場合

緊急事態宣言が発令されない場合であっても、国が必要と認める時は、予防接種法第6条第3項に基づく「新臨時接種」が実施される。

この場合、接種費用の自己負担が生じることから、区としては補助額等について、検討する。

表 1 住民接種に係る法的位置づけ等

緊急事態宣言	あり	なし
特措法上の位置づけ	第 4 6 条	なし
予防接種法上の位置づけ	第 6 条第 1 項	第 6 条第 3 項
接種の名称	臨時接種	新臨時接種
対象者	全区民	
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	豊島区	
接種方式	原則として集団的接種	
接種費用の自己負担	なし	あり (低所得者を除く)
費用負担割合	国 1 / 2 東京都 1 / 4 豊島区 1 / 4	国 1 / 2 東京都 1 / 4 豊島区 1 / 4 (低所得者のみ)
健康被害の救済措置の費用負担	国 1 / 2 東京都 1 / 4 豊島区 1 / 4	

(2) 集団的住民接種の形態

- 住民接種に用いられるワクチンとしては、細胞培養ワクチンが用いられることが想定されている。ワクチンの形態・アジュバンド・HA 含有量・バイアル量・1 回あたりの接種量はそれぞれ異なり、4～10 回分が 1 セットとなっている。このため本マニュアルでは地域や施設等での集団的な接種を実施することを想定している。
- なお、新型インフルエンザ等の病原性が低く、予防接種を希望する者が少ないことが想定される場合は、平成 21 年に発生した新型インフルエンザ A (H1N1) 発生時対応を参考に、各医療機関での個別接種との併用も検討する。
- 集団的住民接種の形態としては、地域集団接種、施設集団接種、地域訪問接種の 3 パターンを想定している。(表 2)。
- 接種対象者及び接種期間、ワクチン供給量等に応じ、これらの集団的住民接種の形態を組み合わせ、可能な限り多くの区民が速やかに接種できるようにする。

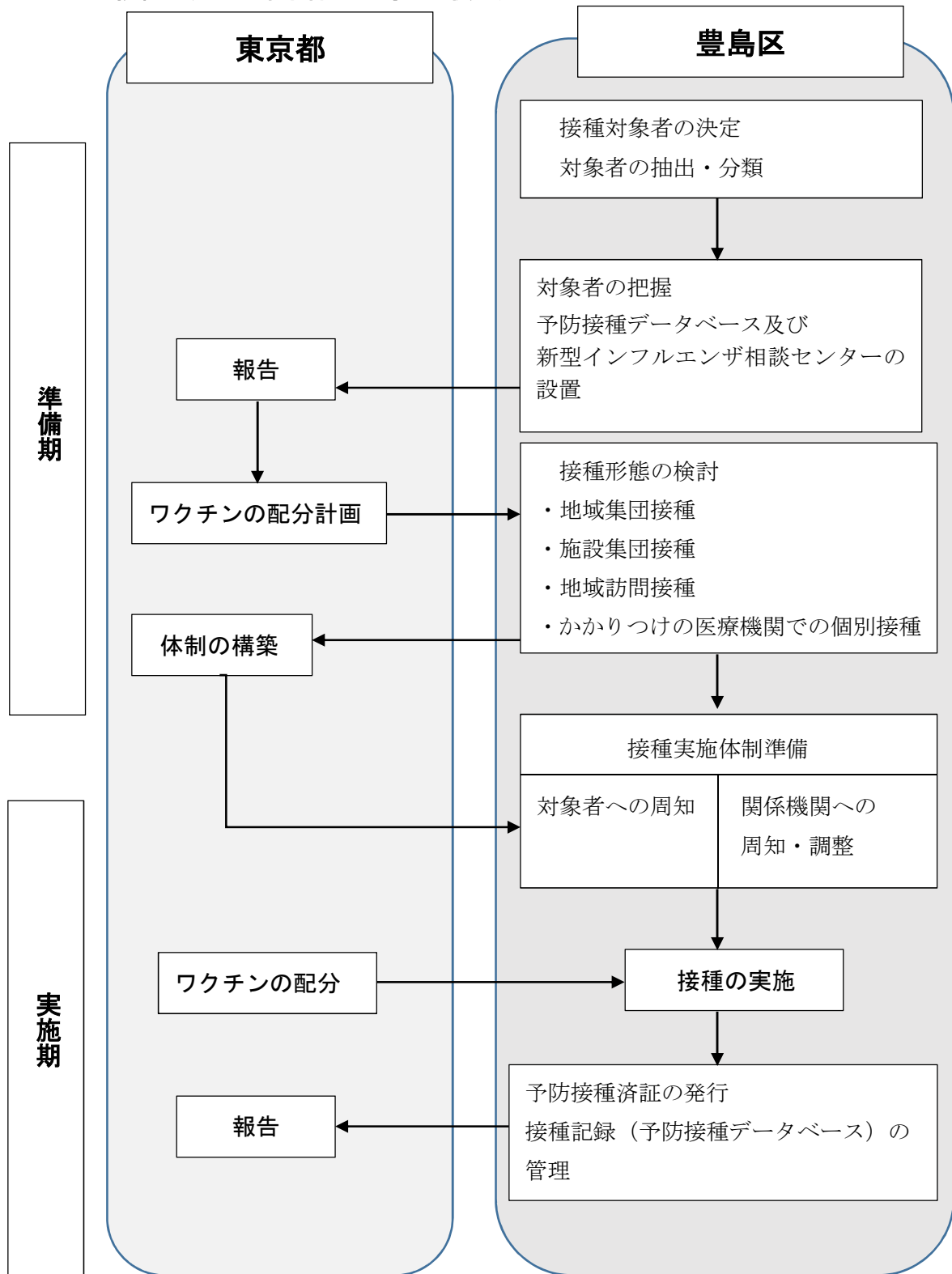
表 2 集団的住民接種の形態

形 態	概 要	接種場所
地域集団接種(A)	接種会場に接種対象者を参集させて実施するもの。医師会、薬剤師会、看護師、区職員でチームを編成し、各会場を巡回して接種する。	保健所及び災害時の地域本部設置 救援センター(学校12か所)を会場とする
施設集団接種(B)	福祉施設、医療機関、学校、保育園、幼稚園等において、入所者、入院患者、学生、園児等に施設担当医が接種する。	福祉施設、有床医療機関、学校、 保育園、幼稚園等
地域訪問接種(C) (戸別訪問接種)	在宅療養者で移動が困難な者を対象にし、訪問にて主治医等が接種する。	対象者の自宅
個別接種(D)	かかりつけ医	診療所等で実施

(3) 住民接種の流れと東京都と区の役割分担

- 住民接種の流れと役割分担はワクチン接種開始前の「準備期」と、ワクチン接種開始後の「実施期」に分けて記載する(図1)。
- 区は対象者の把握・接種の形態を検討し、都がワクチン配分を決定する。配分されたワクチンで住民接種を実施し、都へ報告する。

図1 住民接種の流れと東京都・豊島区の役割分担



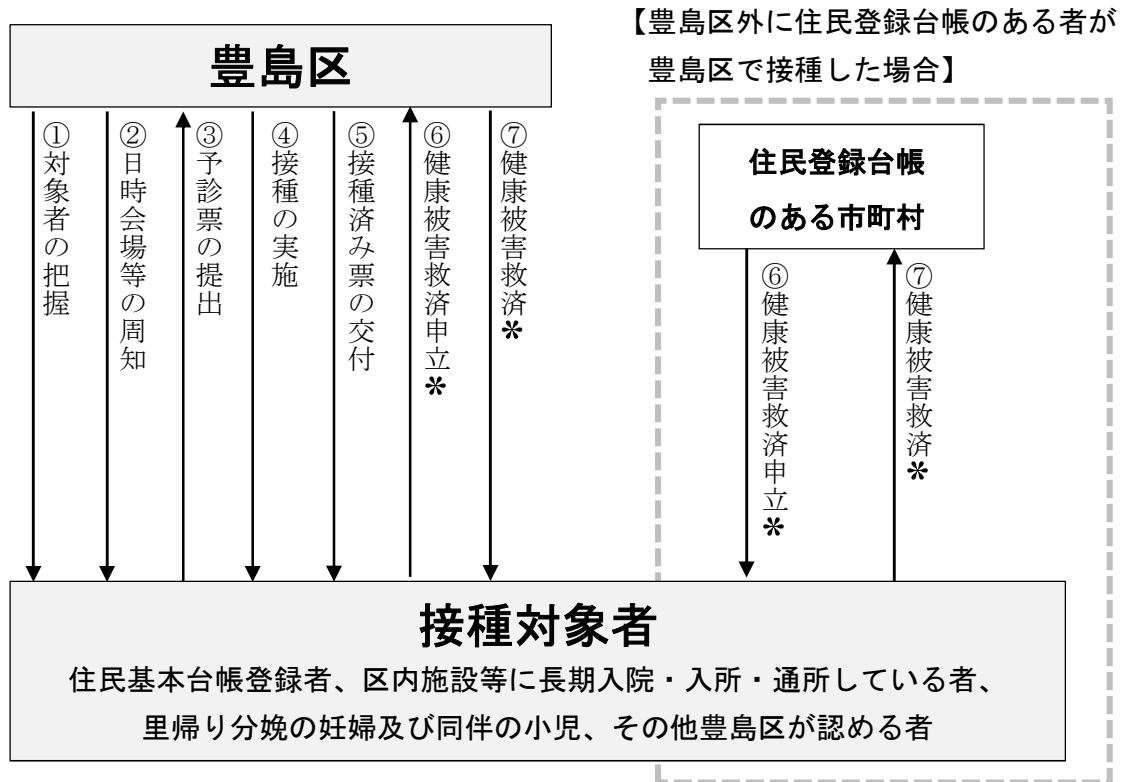
3 準備期における対応

(1) 実施に係る区の事務

住民接種の実施において、豊島区は下記①～⑦の事務を所管する(図2)。

健康被害救済に係る事務⑥～⑦は、接種した区市町村に関わらず、住民基本台帳の登録のある区市町村において対応する。

図2 住民接種の実施手順



(2) 住民接種の対象者

- 住民接種の対象者については、豊島区の住民基本台帳に登録されているものを基本とする。これに加え長期入院・入所・通所者、里帰り分娩の妊婦同伴の小児、その他区が認める者とする(図2)。
- 特定接種の対象となり接種済みである者は、各団体等からの申請により把握し、除外する。また、ワクチンの接種禁忌の者、既に感染した者、接種を希望しない者等についても、医療機関や本人からの申請等により除外する。
- 接種順位については、「Ⅰ. 医学的ハイリスク者」、「Ⅱ. 小児」、「Ⅲ. 成人・若年者」、「Ⅳ. 高齢者」の4群に分類し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報をふまえて国の基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部が決定する。

(3) 対象者の特性に応じた留意事項と把握方法 (表3)

I. 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発生することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

① 基礎疾患を有する者

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、その病原性に応じ、疫学調査等の結果に基づき、国から優先接種の対象となる基礎疾患の判定基準が示されることとなっている。
- ・ 基礎疾患の判定基準が示されてから住民接種が開始されるまでの数か月間に、通院中の医療機関において「優先接種対象者証明書」が発行される。当該患者は接種までに証明書を受け取り、地域集団接種(A)を実施する会場に持参し、接種を受ける。
- ・ 基礎疾患を有する者は、証明書を発行した医療機関や本人からの申告により把握する

② 妊婦

- ・ 妊婦は原則として妊婦健診通院中の産婦人科医療機関における個別接種もしくは地域集団接種とし、当該医療機関や本人からの申告により把握する。
- ・ 里帰り分娩を予定している者及び同伴の小児についても、出産を予定している産婦人科医療機関における地域集団接種とし、当該医療機関や本人からの申告により把握する。

II. 小児

① 未就学児

- ・ 保育園・幼稚園等の施設に通園中の者については、当該施設の在籍者名簿を所管部課経由等で把握し、当該施設における集団接種(B)とする。
- ・ 施設等に通園していない者については、住民基本台帳で把握し、地域集団接種(A)を実施する地域本部設置救援センターや保健所での接種とする。
- ・ 接種時は保護者同伴を原則とし、保護者同意を要することとする(予診票に保護者同意のサインを記入)。

② 保護者

- ・ 1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者も小児と同時期の接種対象者とし母子手帳発行台帳や、本人からの申告等により把握する。
- ・ 当該保護者の接種は原則として地域集団接種(A)を実施する災害医療救護所地域本部や保健所での接種とする。

③ 小中学生

- ・ 通学先の小中学校における施設集団接種(B)とする。
- ・ 保護者同意があることを前提（予診票に保護者同意のサインを記入）として、保護者同伴は不要とする。（希望時同伴は可能）

Ⅲ. 成人・若年者

① 高校生・大学生・専門学校生等

- ・ 高校生・専門学校生・大学生等については居住地と通学先が異なることが多いことから、原則居住地での地域集団接種とする。
- ・ 区内に所在する通学先の学校等が施設集団接種を実施する場合は、当該校での接種とし、当該校の名簿で把握する。
- ・ 18歳未満の者が「Ⅱ. 小児」と同様の群に分類される場合は、住民基本台帳等で把握し、小児と同時期の接種対象者とする。

② 成人一般

- ・ 住民基本台帳で把握し、地域集団接種とする。

Ⅳ. 高齢者（基礎疾患を有しない65歳以上の者）

- ・ 住民基本台帳で把握し、地域集団接種とする。

Ⅴ. その他

① 入院患者及び入所者

- ・ 入院もしくは入所（区内医療機関・介護保険施設・社会福祉施設等）している者については、当該施設の在籍者名簿を所管部課経由等で把握し、当該施設における地域集団接種とする。
- ・ 住民登録がない場合でも、今後90日以上入院・入所の見込みの者であれば対象者とし、短期入院・入所の者は退院・退所後に移住地での地域集団接種とする。

② 在宅医療を受けている者

- ・ 在宅医療を受療中の者は各医療機関や本人の申告で把握し、移動が困難な場合は地域訪問接種、移動が可能であれば地域集団接種とする。

③ 通所サービス利用者等

- ・ 通所サービス（高齢者通所介護・障がい者デイケア等）利用者等の者で移動が困難な場合は施設集団接種とし、移動が可能であれば地域集団接種とする。

④ 障がい者等

- ・ 障がいの程度や施設等サービス利用状況に応じ、接種場所を検討する。

- ・ 本人の同意取得が困難な場合は、保護者・成年後見人等の同意を取ることとする
(予診票に同意のサインを記入)。

表 3 住民接種に係る接種対象別の接種方法に関する基本的考え方・把握方法

	接種対象者	接種方法	把握方法
Ⅰ 医学的ハイリスク者	①基礎疾患を有する者	かかりつけ医での個別接種(D) もしくは、地域集団接種(A)	医療機関・本人の申告
	②妊婦	妊婦健診医療機関での個別接種(D)もしくは地域集団接種(A)	母子手帳発行台帳による把握 里帰り者等は分娩予定医療機関や本人の申告
Ⅱ 小児	①未就学児	保育園・幼稚園等に通所している者は施設集団接種(B) 通園していない者は地域本部設置救済センターや保健所での地域集団接種(A)	保育園・幼稚園等の名簿 通園していない者は住民基本台帳
	②0歳等、接種が受けられない者の保護者	地域集団接種(A)もしくは、かかりつけ小児科医療機関での個別接種(D)	母子手帳発行台帳や本人からの申告
	③小中学生	学校での施設集団接種(B)	学校の名簿
Ⅲ 成人・若年者	①高校生・大学生・専門学校生等	居住地での地域集団接種(A)	住民基本台帳 学校の名簿(施設集団接種が実施される場合)
	②一般成人		住民基本台帳
Ⅳ 高齢者	65歳以上の者	居住地での地域集団接種(A)	住民基本台帳
Ⅴ その他	①入院・入所している者	長期入院・入所者は施設集団接種(B) 短期入院・入所者は退院・退所後に地域集団接種(A)	入院・入所者の名簿
	②在宅医療受療中の者	移動が可能な場合は地域集団接種(A)	往診医療機関や本人の申告
	③通所サービス利用者	移動が困難な場合は地域訪問接種(C)	通所者の名簿や本人の申告
	④障がい者	障がいの程度(移動可能かどうか等)や福祉サービスの利用状況に応じ検討(A)(C)	本人の申告

表4 接種対象別の人数（試算による推計）

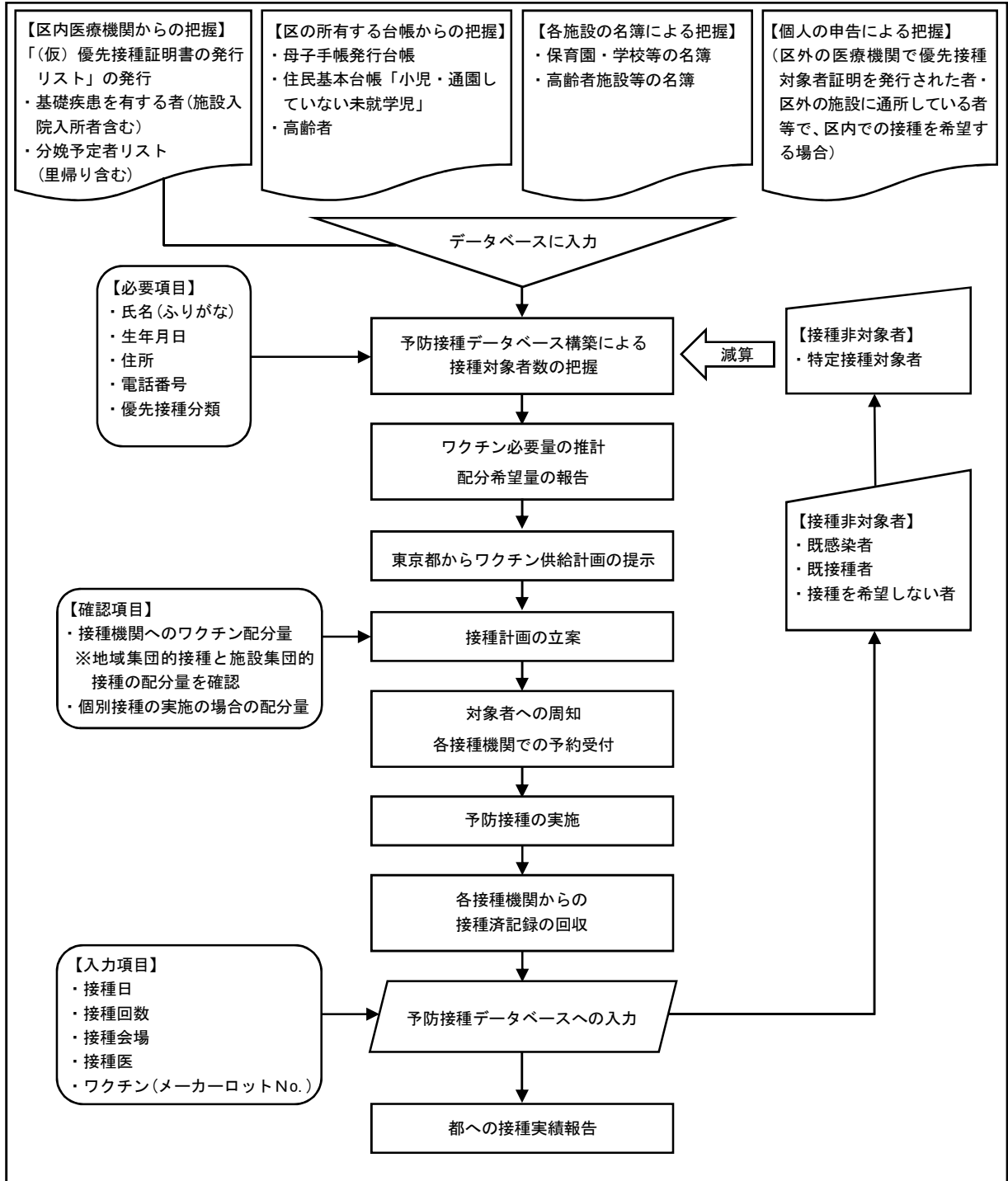
（平成29年7月1日）

対象毎の内訳		人数	合計
① 医学的ハイリスク者			20,995
入院患者		2,134	
通院患者		15,960	
妊婦		2,901	
② 小児			
1歳未満（接種非対称）		2,082	
1歳未満時の保護者		4,164	
1歳～就学前	保育園・幼稚園入所児		10,976
	同未入所児		
小学生・中学生		13,580	
高校生等		5,204	
③ 成人・若年者			177,332
障害者施設入所者及び通所者		入所 通所	
上記以外			
④ 高齢者（65歳以上）			57,515
施設入居者			
在宅療養患者			
上記以外			
合計			284,562

（4）予防接種データベースの構築

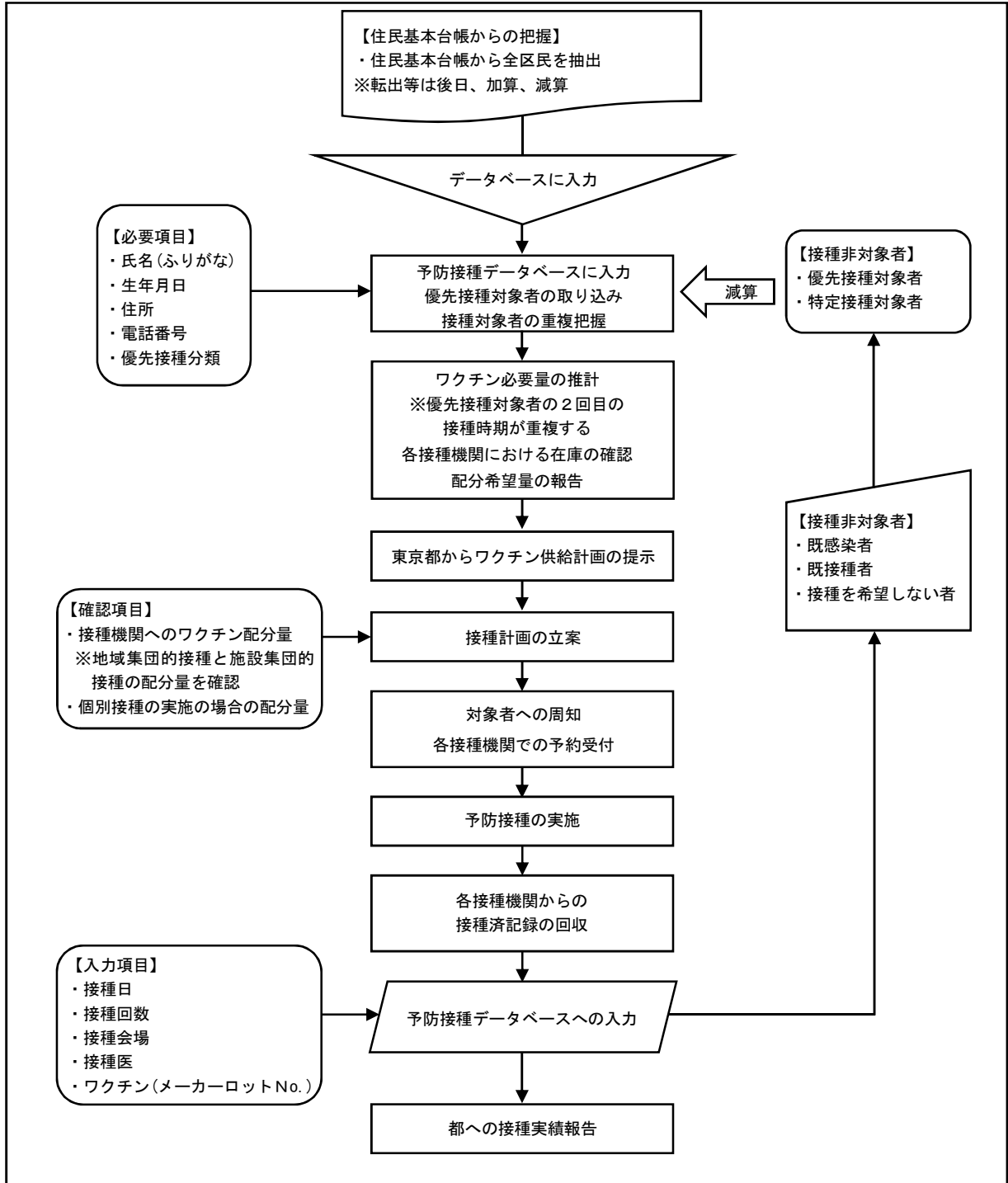
- ワクチンの必要量を推計し、確実なワクチンの供給、及び接種記録等の管理のため、予防接種データベースを構築する。
- 作業の効率化のため、疾病への相談や予防接種に関する問い合わせ対応とともにデータベースの作成は外部委託とすることを検討する。
 - ・優先接種対象者を把握し、住民基本台帳と突合したデータベースの作成。（図5）
 - ・一般接種対象者は、全住民をデータベース化するのではなく、作業効率のため、年齢別抽出プログラムを作成し抽出する。（図6）
- 初めに優先接種対象者を把握し、予防接種データベースを構築し、予約方式で接種を行う

図5 優先接種対象者の予防接種データベースの作成



○優先接種対象者へ接種終了後、特定接種及び優先接種対象者、既感染者等を減算して予防接種データベースに入力し、一般接種対象者を把握し個別通知のうえ接種を行う。

図6 一般接種対象者の予防接種データベースの作成

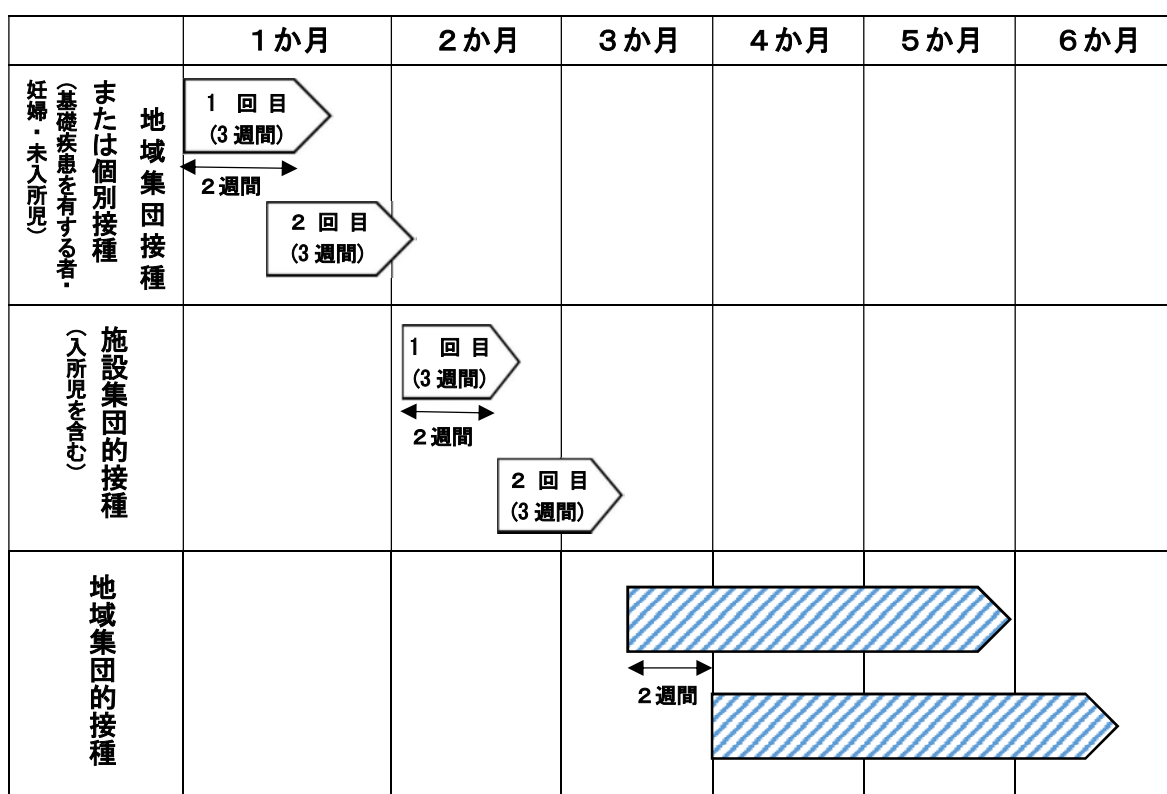


○接種後、医療機関から区へ接種済記録を提出いただき、接種日、接種回数、接種会場、接種医、ワクチン（メーカー、ロットNo.）をデータベースに入力し、都へ接種実績を報告する。

(5) ワクチンの供給に応じた接種スケジュール (図7)

- ワクチン株が決定されてから4か月半後に、初回のワクチンが区に入荷されることになっている。
- 供給に当たり、区はワクチンを卸業者から購入する必要があるため、事前に購入契約に係る準備（債権者登録、契約内容の確認等）を行う。
- ワクチン供給後1～3か月を「優先接種対象者接種期間」とし、4か月以降を「一般接種対象者接種期間」とする。
- ワクチンの接種日数は、原則として、2回接種とし、1回目の接種の後、3週間間隔において2回目の接種を実施する。
- 被接種者のワクチン接種歴や年齢等の違いによる接種の効果について専門家の意見等を踏まえ、政府対策本部が決定した接種回数とする。

図7 接種スケジュール目安



地域集団的接種開始、約3か月で接種完了

- ① 優先接種対象者接種期間 (ワクチン供給後1～3か月)
 - (A) 地域集団接種または(D)かかりつけ医による個別接種
 - 優先接種対象者接種期間においては、基礎疾患を有する者、妊婦、小児を対象とした接種が実施されることが予想される。(表5)

- これらの者については、かかりつけ医療機関があること、状況を把握している医療従事者による問診や接種後の健康観察が効率的であることから、かかりつけ医による個別接種(D)となる場合も想定される。新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザ程度で、1ml等の小さなバイアルのワクチンの供給が充分にある場合は、かかりつけ医による接種を優先することを検討する。
- 被優先接種対象者のうち、施設集団接種対象者がいることも推定される。想定されるワクチン供給量や接種率に応じ、接種機関数や各接種機関での接種チーム数を検討する。

表5 優先接種対象者数の試算(案)

	基礎疾患を有するもの	妊婦	通園していない6歳未満の未入所
推定対象者数	2,134人	2,901人	4,515人

- 優先接種対象者接種期間中、地域本部設置救済センターでの地域集団接種のスケジュールに合わなかった者等に対して保健所を会場に集団接種を実施する。

(B)施設集団接種

(ア) 保育園・学校(表6)

- 施設集団接種対象者のうち、保育園・学校等での施設集団接種対象者は16,755人と想定される。
- 必要に応じ、事前に巡回診療実施計画書を提出し、予防接種を実施できるための事務手続きを終了しておく。
- 接種会場、接種後の健康観察の場、ワクチンの管理方法(ワクチンの受け取り方法、余ったワクチンの回収方法等含む)、接種のための環境を検討、整備しておく。
※ワクチンの管理方法としては、各施設の医務室等で受け取り管理する場合、接種医の医療機関で受け取り接種時に担当者が運搬する場合、保健所で受け取り接種時に担当者が運搬する場合等が考えられる。
- 平時の健康診断等の体制を参考に、保健室等を利用し、園医、校医、契約医療機関等と連携して接種体制を構築する。
- 迅速な接種を実施する観点から、可能な限り少ない日数で全対象者に接種することとし、必要に応じて医師会や保健所から支援のための人材を派遣する。

表6 小児における接種施設数と推定対象者数

(平成28年4月1日現在)

接種会場	施設数	推定対象数
保育園	認可保育園47園 認証保育園9園	4,387
幼稚園等	公立3園 私立15園 認定こども園1園	2,074
区立小学校	22校	7,714
区立中学校	8校	2,580

※私立小中学校の児童・生徒の接種については、都全体で広域調整する必要があるため改題とする。

(イ) 区内有床医療機関（表 7）

- 有床医療機関においては優先接種対象者となる入院患者を把握し、必要なワクチン数を区へ報告いただく。
- ワクチンを無駄なく利用するため、院内の各診療科と調整し、実施している場合は外来患者への地域集団接種や往診患者への地域訪問接種と組み合わせて計画を立てる。

表 7 区内有床医療機関と病床数

（平成 28 年 6 月 1 日現在）

有床医療機関（10 床以上）	一般病床数	療養病床数	地区
池袋病院	4 0	5 6	池袋
一心病院	1 0 3	2 2	北大塚
岡本病院	2 5		東池袋
要町病院	1 5 0		要町
関野病院	1 1 2		池袋
大同病院	6 0		高田
高田馬場病院	4 7		高田
東京都立大塚病院	5 0 8		南大塚
としま昭和病院	4 6		南長崎
豊島中央病院	6 0		上池袋
長汐病院	9 3	2 0 9	池袋
原整形外科	4 4		西池袋
平塚胃腸病院	4 0		西池袋
山川病院	4 2		南大塚
山口病院	5 7		西巢鴨

(ウ) 高齢者施設（表 8）

- 平時の健康診断の体制を参考に、医務室等を利用し、嘱託医や契約医療機関等と連携して接種体制を構築する。
- 通所介護施設においても、医療機関等に併設されている場合、可能な限り施設集団接種を実施していただく。

表 8 高齢者における接種施設数と推定対象者数

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

接種会場	施設数	推定対象者数	所管課 係・グループ
介護老人福祉施設	10	752	高齢者福祉課高齢者事業 G
介護老人保健施設	2	206	高齢者福祉課管理 G
軽費老人ホーム・都市型軽費老人ホーム	2	50	高齢者福祉課管理 G
介護療養型施設	1	85	高齢者福祉課管理 G
特定施設入居者生活介護	6	268	介護保険課
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	11	157	介護保険課

(C) 地域訪問接種

- 往診医療を受けている者で移動が困難な者は往診医による訪問接種を受けることとする。
- 障害者福祉課が把握している難病等で人工呼吸器を使用している者についても、訪問接種方法を検討する。
- ワクチンを無駄なく利用するため、可能な限り施設集団接種や地域集団接種と組み合わせて訪問時期を調整する。

② 一般接種対象者期間（4 か月以降）

- 一般接種対象者については原則として保健所・医師会・薬剤師会等で協力の地域集団接種(A)を中心に対応する。
- 可能な限り有床医療機関の入院患者、施設等に入所・通所している高齢者・障がい者について、基礎疾患を有しておらず、優先接種対象者とならなかった場合には、一般接種対象者期間に当該施設で施設集団接種を実施する。

(6) 対象者への周知と予約

- 住民接種の最終的な目的は必ずしも住民全員の接種ではなく、可能な限り多くの住民接種を行うことにより、個人の発症や重症化を防ぎ、感染拡大を抑制することで、健康被害や社会機能の停滞を最小にすることを周知する。
- すべての住民に対し、接種対象時期や接種実施機関に応じ、効率的、効果的に適切な周知を図る。
- ワクチンの供給状況によっては接種できるまで時間がかかることや、個人の感染予防に努めることの重要性を伝える。また、住民基本台帳に登録がなくても接種できる対象についても、十分な周知を行う。
- 施設集団接種対象者については、当該施設が対象者へ周知と予約を行うこととする。

- 地域集団接種についてはホームページや広報紙とし、小中学校、区内の施設等でのチラシの配布やポスター掲示。駅やコンビニ等にもチラシやポスター掲示をする。また青パトなどの活用をする。
- 町会の回覧板、民生委員などの地域のネットワークや企業等の協力等も得ながら、周知を進めることとする。

4 実施期における対応

(1) 接種対象者の確認

- 当日、接種会場にて優先接種対象者証明書、母子手帳、保険証、免許証等で本人確認を行う。
- 予診票住所欄には現在居住している住所を記入、里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児については、母子手帳に現在の住所を追記してもらい確認する。住所地と現在の住所を記載して確認する。
- 区が予約センターを設置(委託)した際は、予約の際にも接種対象者要件を満たしていること、予防接種の禁忌事項に該当しないことを確認する。

(2) 同意の取得

- 接種の実施に当たり、本人同意が難しい場合(未成年者・認知症患者・知的障害者等)は、保護者・成年後見人等の同意を得ることとする。
- 本人の同意もしくは保護者等の同意については、予診票に設けた記載欄に記入いただくことで確認を行う。

(3) ワクチンの流通における区の対応(表9)

- 区は都から国全体での出荷計画表に関する情報提供を受け、ワクチンの出荷量及びスケジュールを把握する。
- 区は2週間程度の間隔で都から区配分量の連絡を受け、おおよそ1か月分(次回分、次々回分を含めた合計3回分)の配分量を把握する。
- 区は次々回分の配分量に対し、配分希望量を都に連絡する。また、過剰な在庫とならないよう、供給先(各接種機関)における在庫状況を把握する。
- 区は配分量を元に予約数を各接種機関に割り振り、各接種機関別の配分量を都に連絡する。

表9 住民接種に係る接種対象別の接種方法に関する基本的考え方・把握方法

主体	役割
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワクチンの製造卸販売業者からパンデミックワクチンを購入する。 ○ 保有するプレパンデミックワクチン及び購入したパンデミックワクチンを販売業者に売却する。 ○ 都道府県別ワクチン配分量について、各都道府県の人口や優先接種対象者の概数、流行状況、ワクチンの接種状況、各都道府県の配分希望者や在庫状況などの情報収集に努め、その結果に基づき都道府県別ワクチン配分量を決定する。 ○ ワクチンの納入、在庫状況等情報提供に努め都道府県に情報提供する。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流通在庫、地域での流行状況及び供給先在庫、各市町村からのワクチン配分希望量を踏まえて、厚生労働省にワクチン配分希望量を連絡する。 ○ 各ワクチン供給先における接種予定本数及び在庫本数を的確に把握しワクチンの偏在を生じないように供給本数を調整する。 ○ 厚生労働省から受けた都道府県別供給先配分量をもとに区市町村配分量を決定する。 ○ 区市町村から受けたワクチン供給先配分量をもとに都道府県卸組合と調整を行いワクチン供給先への納入依頼をする。 ○ 供給先の納入、在庫状況の収集に努め、区市町村と情報共有する。
豊島区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 供給先の地域での接種順位毎の対象数や供給状況をもとに都道府県にワクチン配分希望量を連絡する。 ○ 区別配分量をもとに接種会場の調整を行った後、住民からの予約を受けワクチン供給先にワクチン配分量を決定し予約を割り振る。またワクチン供給先配分量を都道府県に報告する。 ○ 被接種者が複数の接種会場に予約することがないように窓口を統一した上で予約を受ける。非接種者を接種会場に適切に振り分ける。 ○ また、2回接種の場合、1回目と2回目の接種は同一ワクチンを接種するため同一接種会場で接種するよう指導する。 ○ 供給先の在庫状況の把握とともに納入、在庫状況を都道府県と情報共有する。
卸売販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸業者は販売業者からワクチンを購入する ○ 卸業者はワクチンの売上量及び在庫量都道府県卸組合に報告する。都道府県卸組合は都道府県に取りまとめ内容を報告する。 ○ 都道府県卸組合は都道府県からワクチン供給先への納入依頼をもとに調整を行い卸業者へのワクチン供給先の納入依頼をする。 ○ 卸業者はワクチンをワクチン供給先に納入する。 ○ 卸業者はワクチン供給先の納入、在庫状況を販売業者へ情報提供する。販売業者は厚生労働省に納入する。在庫状況を情報提供する。

(4) 接種情報の管理・保存

- 接種機関が予防接種予診票の準備がしやすいよう、ホームページ等からダウンロードして利用できるように整備する。
 - ※ その場合、複写式とならないことから、接種機関控え分、本人控え分、区控え分の3部1組であることを、何らかの形でわかりやすく明記する。
- 区は予防接種票の記録を各接種機関から回収し、データベースに入力すると共に、5年保存する。
- 妊婦・乳幼児等の母子手帳を持参する者は、予防接種済証である旨を母子手帳に記載する。
- 必要に応じて予防接種済証を交付する。健康被害救済を申請する際は、予防接種済証を示す必要があるため、予防接種済証の保存について十分に周知するとともに、予防接種済証にその旨記載する。
 - ※ 健康被害救済を申請する際に予防接種済証という形式で提示が必要かどうかは現時点で未定である。
 - ※ 予防接種予診票とは別に予防接種済証を準備することが難しい状況の場合は、予防接種予診票の下部に予防接種済証を組み合わせることも検討する。

(5) 接種体制別の対応

(A) 地域集団接種（表10）

- 地域本部設置救援センターにおける地域集団接種
接種会場：各地域本部設置救援センター（12か所）
接種医：各会場2名程度
他の事務（運営：受付・記録・誘導・案内・予診票の確認・接種票の発行）は保健所職員が担当
- 池袋保健所における地域集団接種（上記12会場で接種できなかった者）
接種会場：池袋保健所2階
接種医：2名程度
他の事務（運営：受付・記録・誘導・案内・予診票の確認・接種票の発行）は保健所職員が担当

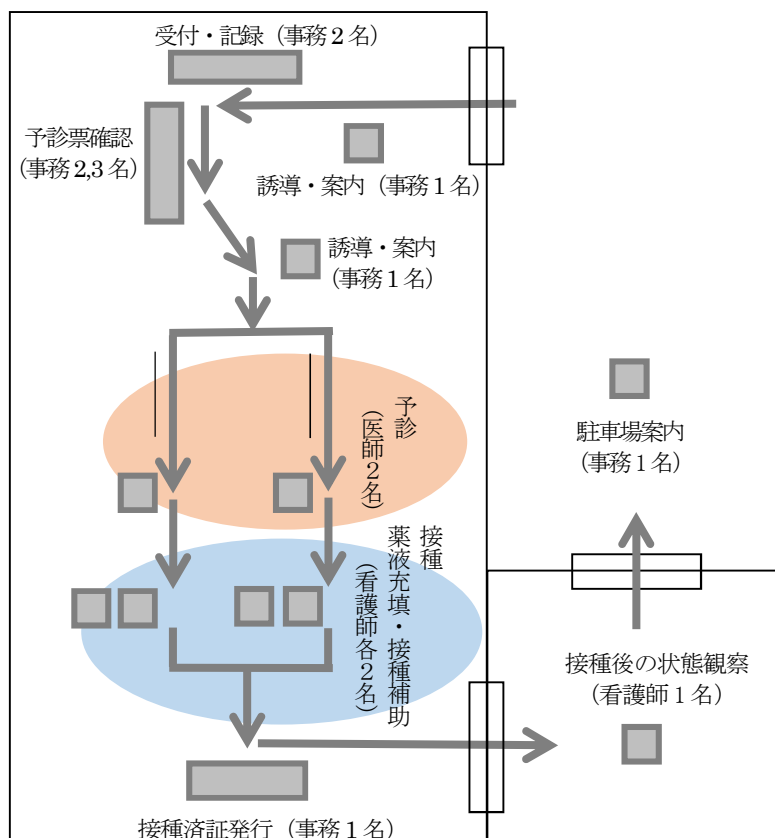
【 留意点 】

- ・ 成人と小児など、接種量が異なる対象を同一会場で実施する場合は、事故予防のためにラインや時間帯を分けるなどの対応をする。
- ・ 接種後の状態観察のために一定時間とどまらせることができる部屋を確保する。
- ・ アナフィラキシーなどの救急対応については、応急処置ができるよう、物品や薬剤（エピペン等）を準備しておく。

表 10 保健所における地域集団接種のパターン

	地域本部設置の救援センター	池袋保健所
会場	救援センターごとに検討	受付・予診票確認：1階鬼子母神 plus 接種会場：2階診察室 接種後経過観察：3階講堂
人員	受付・記録：事務2名 誘導・案内：事務2名 予診票確認：事務2、3名 予診・接種：医師2名 接種介助：看護師4名 接種済み証明書発行：事務1名 接種後の状態観察：看護師1名 駐車場案内：事務1名	受付・記録：事務2名 誘導・案内：事務2名 予診票確認：事務2、3名 予診・接種：医師2名 接種介助：看護師4名 接種済み証明書発行：事務1名 接種後の状態観察：看護師1名 外・入口等誘導案内：1名
課題	・必要スペースの確保 ・ワクチンの配付数によりチーム数を検討	・スペースが狭く3フロアにまたがるため、動線の確保、的確な案内・誘導が必要

接種体制 1チームのイメージ

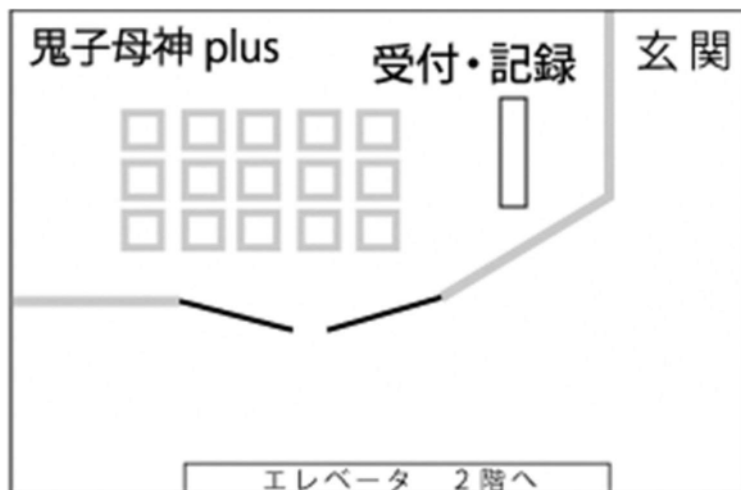


池袋保健所施設図

1階

池袋保健所施設図

1階



2階



3階



(B) 施設集団接種

接種会場：保育園、幼稚園、認定こども園、学校、高齢者施設等

接種医：園医、校医、嘱託医、契約医療機関等

- 施設集団接種を実施する施設は、接種対象者名簿に基づく接種計画を所管部署に提出する。
- 所管部所は接種計画を取りまとめ、保健所に提出する。
- 各施設の所管部署は接種状況を把握し、保健所に報告する。

【留意点】

- ・ 可能であれば乳幼児の保護者や兄弟については各施設で対応いただくことも検討する。その場合は接種量が異なることから、事故予防のためのラインや時間帯を分けるなどの対応をする。
- ・ 接種後の状態観察のために一定時間とどまらせることができる部屋を確保し、医療従事者を待機させることとする。
- ・ 救急対応については、施設所属の看護師や養護教諭等が中心となり、応急処置ができるよう物品薬剤の準備を行う。

(C) 地域訪問接種（戸別訪問接種）

接種会場：自宅

接種医：かかりつけ往診医等

【留意点】

- ・ ワクチンが無駄にならないよう、時間内に複数の訪問と組み合わせる等、接種計画を立てて実施する。
- ・ 一人分のワクチン（プレフィールドタイプ）が供給される場合は、地域訪問接種を実施する医療機関に優先して供給できるよう調整する。

(D) かかりつけ医療機関における個別接種

接種会場：医療機関の外来（原則として優先接種対象者証明書を発行した医療機関

接種医：かかりつけ医

【留意点】

- ・ 接種率が低く、集団的接種の必要がない場合、2009年と同様の医療機関における個別接種対応も検討する。

5 参考通知・文献等

国

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日）
- ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）
（平成25年6月26日、平成29年3月30日一部改定）
新型インフルエンザ等発生時における予防接種の円滑な実施に関する研究
平成26年度 総括研究報告（平成26年3月）
- ・ 市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）（平成26年11月）
- ・ 厚生労働省医政局長通知（医政発 0331 第11号平成27年3月31日）「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について

東京都

- ・ 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月）
- ・ 新型インフルエンザ等衛生医療体制ガイドライン（平成28年8月）

豊島区

- ・ 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年10月）
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動マニュアル～初動対応編～（平成28年2月）

参考様式

- ・ 優先接種証明書
- ・ 新型インフルエンザ予防接種記録票兼接種済証